

令和4年 第20回 福岡市選挙管理委員会

10月5日(水) 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第24号 福岡市長選挙公報発行規程の一部を改正する規程案について

議案第25号 福岡市長選挙において公営ポスター掲示場にポスターを
掲示することができる日について

議案第26号 福岡市長選挙における公営ポスター掲示場の区画数について

議案第27号 福岡市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじ
を行う日時及び場所について

議案第28号 福岡市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじ
の方法について

議案第29号 福岡市長選挙における公職選挙法第201条の9第3項の規
定による確認書の交付事務等について

議案第30号 個人演説会等の施設の設備の程度の承諾について

2 報告事項

① 令和4年度福岡市明るい選挙啓発ポスターコンクールの入選者に
ついて

② 令和3年度福岡市選挙管理委員会の決算について

③ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する
証票の交付状況について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・ 令和4年10月25日(火) 午前10時30分
- ・ 令和4年11月5日(土) 午前10時30分
- ・ 令和4年11月6日(日) 午後5時30分

議案第24号

福岡市長選挙公報発行規程の一部を改正する規程案について

福岡市長選挙公報発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年10月5日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

福岡市長選挙公報発行規程の一部を改正する規程

福岡市長選挙公報発行規程（昭和47年福岡市選挙管理委員会規程第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号備考を次のように改める。

備考 用紙は、タブロイド判とするが、印刷その他の都合により用紙の大きさ及び体裁を変更することがある。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（理由）

掲載を希望する候補者の数に係わらず、用紙の大きさを統一するため。

福岡市長選挙公報発行規程（昭和47年福岡市選挙管理委員会規程第6号）新旧対照表				
現 行		改 正 後		
第1条～様式第4号（略）		第1条～様式第4号（略）		
様式第5号		様式第5号		
表		表		
裏		裏		
年 月 日執行 福岡市長選挙	福岡市選挙 管理委員会	年 月 日執行 福岡市長選挙	福岡市選挙 管理委員会	年 月 日執行 福岡市長選挙
(1)		(1)		
(2)		(2)		
(3)		(3)		
(4)		(4)		
備考 1 用紙は、新聞紙2分の1頁大のものとす。		備考 用紙は、タブロイド判とするが、印刷その他の都合により用紙の大きさと及び 体裁を変更することがある。		
2 掲載を希望する候補者の数が5人以上である場合には、様式に所要の調整をす るとともに、当該様式に用いる用紙の大きさを新聞紙1頁大に変更する。				

議案第25号

福岡市長選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙において、公職の候補者が公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のように定め、告示するもの。

令和4年10月5日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

公職の候補者が立候補の届出をした日

(理由)

公職選挙法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定による。

(関係法令)

○公職選挙法

(ポスター掲示場)

第144条の2 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第143条第1項第5号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）の掲示場を設けなければならない。

2～4 （略）

5 公職の候補者は、第1項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定め、あらかじめ告示する日から第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターそれぞれ1枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6・7 （略）

8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第143条第1項第5号のポスターの掲示場を設けることができる。

9 （略）

10 第3項から第7項までの規定は、第8項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合について、準用する。

議案第26号

福岡市長選挙における公営ポスター掲示場の区画数について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における公営ポスター掲示場の区画数を次のように定めるもの。

令和4年10月5日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

公営ポスター掲示場の区画数 8

(理由)

福岡市選挙ポスター掲示場設置規程第2条第2項の規定による。

(関係法令)

○福岡市選挙ポスター掲示場設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡市選挙ポスター掲示場設置条例（昭和58年福岡市条例第5号。以下「条例」という。）に規定するポスターの掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項を定めるものとする。

(ポスター掲示面の様式)

第2条 ポスター掲示場の掲示面（以下「ポスター掲示面」という。）の様式は、別記様式第1号に定めるとおりとする。ただし、市議会議員選挙の場合において、別記様式第1号 その1 市議会議員選挙の様式による必要がないと認める区においては、同様式その2 市長選挙の様式によることができる。この場合においては、同様式中「福岡市長選挙ポスター掲示場」とあるのは「福岡市議会議員選挙ポスター掲示場」と、「福岡市長選挙候補者」とあるのは「福岡市議会議員 選挙（ 区）候補者」と読み替えるものとする。

2 前項のポスター掲示面の掲示区画（以下「掲示区画」という。）の数は、福岡市選挙管理委員会（以下「市の委員会」という。）がそのつど定めるものとする。

議案第27号

福岡市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定め、告示する。

令和4年10月5日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

- 1 日 時 令和4年11月6日 午後5時30分から
- 2 場 所 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市選挙管理委員室

(理由)

福岡市長選挙公報発行規程第6条の規定による。

(関係法令)

○福岡市長選挙公報発行条例

(掲載文の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、掲載文及び写真を添えて、委員会にその指定する期日までに文書で申請しなければならない。

(選挙公報の発行手続)

第4条 (略)

- 2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじにより定める。
- 3 前条の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

○福岡市長選挙公報発行規程

(掲載文の申請)

- 第2条** 条例第3条の規定により、候補者が選挙公報への掲載の申請をしようとするときは、福岡市長選挙公報掲載申請書(様式第1号)を当該選挙の期日の告示のあった日に、郵便によることなく福岡市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。
- 2 前項の申請は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。

(掲載順序のくじ)

- 第6条** 掲載文を選挙公報に掲載する順序を定めるくじは、第2条に定める期間経過後直ちに行う。
- 2 前項のくじを行う場所及び日時は、委員会が定め、あらかじめ告示する。
 - 3 第1項のくじに立ち会う候補者又はその代理人は、くじの開始時刻までに、委員会にその旨を申し出なければならない。

議案第28号

福岡市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじの方法について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和4年10月5日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

- 1 くじは、くじ棒により行う。
- 2 各候補者の立候補届出番号を当該候補者の固有番号とする。
- 3 事務局の書記が、選挙公報への掲載を申請した全候補者について、その固有番号と同じ数値が記載されたくじ棒をくじ箱に入れたうえで、1本ずつ順にくじ棒を取り出す。
- 4 最初に取り出したくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序1番とし、2番目に取り出したくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序2番とする。
- 5 以下、同様の方法により掲載順序を定める。
- 6 福岡市長選挙公報発行規程別記様式第5号中、(1)の区画に掲載順序1番の者の政見等を、(2)の区画に掲載順序2番の者の政見等を、(3)の区画に掲載順序3番の者の政見等を、(4)の区画に掲載順序4番の者の政見等をそれぞれ掲載する。選挙公報への掲載を希望する者が4人を超える場合も同様の方法により掲載する。

(理由)

福岡市長選挙公報発行条例第4条第2項の規定により行うくじの方法を定めるもの。

(関係法令)

○福岡市長選挙公報発行条例

(選挙公報の発行手続)

第4条 (略)

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、委員会がくじにより定める。

3 (略)

○福岡市長選挙公報発行規程

(選挙公報の印刷)

第7条 選挙公報は、別記様式第5号により、掲載文の原稿を写真製版により、黒色で印刷する。

2 候補者は、選挙公報の体裁等について指定することができない。

様式第5号

表			裏		
年 月 日執行 福岡市長選挙	選挙公報	福岡市選挙 管理委員会	年 月 日執行 福岡市長選挙	選挙公報	福岡市選挙 管理委員会
(1)			(3)		
(2)			(4)		

備考 1 用紙は、新聞紙2分の1頁大のものとする。

2 掲載を希望する候補者の数が5人以上である場合には、様式に所要の調整をするとともに、当該様式に用いる用紙の大きさを新聞紙1頁大に変更する。

議案第29号

福岡市長選挙における公職選挙法第201条の9第3項の規定による確認書の交付事務等について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における公職選挙法第201条の9第3項の規定による確認書の交付事務等について、次のように定める。

令和4年10月5日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

- 1 令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙において、次に掲げる福岡市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の事務は、委員長の担任する事務とする。
 - (1) 公職選挙法（以下「法」という。）第201条の9第3項の規定による確認書の交付
 - (2) 法第201条の9第1項第6号の規定によるビラの届出の受理
 - (3) 法第201条の11第2項の規定による政談演説会の開催の届出の受理
 - (4) 法第201条の11第3項及び公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡市選挙管理委員会規程第1号。以下「規程」という。）第17条第1項の規定による政治活動用自動車の表示に用いる表示物の交付
 - (5) 法第201条の11第4項及び規程第20条において準用する規程第18条の規定による政治活動用ポスターに貼る証紙の交付及び証紙交付票の交付
 - (6) 法第201条の11第8項及び規程第16条の3第1項の規定による政談演説会告知用の立札及び看板の類の表示に用いる表示証の交付
 - (7) 法第201条の15第1項の規定による機関紙誌の届出の受理
- 2 委員長は、前項に掲げる事務を執行したときは、次の会議においてこれを委員会に報告するものとする。

（理由）

政党その他の政治団体からの申請及び届出があると同時に交付及び受理を行うことを可能とし、政党その他の政治団体の利便に資する必要があることによる。

(関係法令)

○公職選挙法

(都道府県知事又は市長の選挙における政治活動の規制)

第201条の9 政党その他の政治活動を行う団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催、ポスターの掲示、立札及び看板の類の掲示並びにビラの頒布並びに宣伝告知のための自動車及び拡声機の使用については、都道府県知事又は市長の選挙の行われる区域においてその選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り、これをする事ができない。ただし、政党その他の政治団体で所属候補者又は支援候補者
(第86条の4第3項の規定により政党その他の政治団体に所属する者として記載されなかつた公職の候補者で、当該政党その他の政治団体が推薦し、又は支持するものをいう。以下この条及び第201条の11において同じ。) を有するものが、次の各号に掲げる政治活動につき、その選挙の期日の告示の日から選挙の期日の前日までの間、当該各号の規定によりする場合は、この限りでない。

(1)～(5) (略)

(6) ビラの頒布(散布を除く。)については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出たもの2種類以内

2 (略)

3 第1項ただし書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、政令で定めるところにより、所属候補者又は支援候補者の氏名を記載し、支援候補者については当該政党その他の政治団体の支援候補者とされることについての本人の同意書を添え、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。

4 (略)

(政治活動の態様)

第201条の11 (略)

2 本章の規定による政談演説会を開催する場合には、政党その他の政治団体は、あらかじめ当該政談演説会場の所在する都道府県の選挙管理委員会(指定都市の議会の議員及び市の長の選挙については、市の選挙管理委員会)に届け出なければならない。

3 本章の規定による自動車には、総務大臣(都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員及び市の長の選挙については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会)の定めるところの表示をしなければならない。

4 この章の規定によるポスターは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院議員の通常選挙及び参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙については総務

大臣、参議院合同選挙区選挙（再選挙又は補欠選挙に限る。以下この項において同じ。）については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院議員の通常選挙及び参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙については総務大臣、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の行う検印を受け、又はその交付する証紙を貼らなければ掲示することができない。（以下略）

5～7 （略）

8 本章の規定により政談演説会の開催につきその告知のために使用する立札及び看板の類には、当該政談演説会場の所在する都道府県の選挙管理委員会（指定都市の議会の議員及び市の長の選挙については、市の選挙管理委員会）の定めるところの表示をしなければならない。

9～11 （略）

（政党その他の政治団体の機関紙誌）

第201条の15 政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌については…（略）…市長の選挙の期日の…（略）…告示の日からその選挙の当日までの間に限り、…（略）…当該選挙につきこの章の規定により政治活動をすることができる政党その他の政治団体の本部において直接発行し、かつ、通常の方法（機関新聞紙については、政談演説会…（略）…の会場において頒布する場合を含む。）により頒布する機関新聞紙又は機関雑誌で、総務大臣（都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員又は市長の選挙については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会）に届け出たもの各一に限り、かつ、当該機関新聞紙又は機関雑誌の号外、臨時号、増刊号その他の臨時に発行するものを除き、（第148条）第1項及び第2項の規定を準用する。（以下略）

（新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由）

第148条 この法律に定めるところの選挙運動の制限に関する規定（第138条の3の規定を除く。）は、新聞紙（これに類する通信類を含む。以下同じ。）又は雑誌が、選挙に関し、報道及び評論を掲載するの自由を妨げるものではない。但し、虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

2 新聞紙又は雑誌の販売を業とする者は、前項に規定する新聞紙又は雑誌を、通常の方法…（略）…で頒布し又は都道府県の選挙管理委員会の指定する場所に掲示することができる。

3 （略）

○公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程

(確認書の交付)

第16条 … (略) …法第201条の9第3項の規定により交付する確認書は、第16号様式による。

(立札及び看板の類の表示)

第16条の3 … (略) …政談演説会の開催につきその告知のために使用する立札及び看板の類の表示は、法第201条の11第8項の規定により、委員会が交付する第17号様式の2の表示証を用いてしなければならない。

2 (略)

(政治活動用自動車の表示)

第17条 政党その他の政治団体が使用する自動車の表示は、法第201条の11第3項の規定により委員会が交付する第18号様式の表示物を用いてしなければならない。

2 (略)

(表示物の交付)

第18条 前条の表示物は、第16条の規定による確認書を交付する場合、併せて交付する。

(政治活動用ポスターの証紙交付票等の交付)

第20条 第18条の規定は、第19号様式による政治活動用ポスターの証紙交付票又は検印票の交付について準用する。

(政治活動用ポスターの証紙の交付等)

第21条 法第201条の11第4項の規定により証紙の交付を受け、又は検印を受けようとする者は、第19号様式の証紙交付票（検印票）にポスターの見本1枚（記載内容が異なる場合は、それぞれ1枚）を添えて委員会に請求しなければならない。

2・3 (略)

議案第30号

個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認について

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設の管理者から申請があった当該施設の設備の程度及び当該施設の使用のために公職の候補者等が納付すべき費用の額については、申請のとおり承諾し、及び承認する。

令和4年10月5日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

申請内容

別紙のとおり

(理由)

公職選挙法第161条第1項第3号に該当する個人演説会等の施設の管理者から、公職選挙法施行令第119条第2項及び第121条の規定により、当該施設において個人演説会等を開催するために必要な設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認を求められたことにより、それぞれ承諾及び承認を行う。

福岡市選挙管理委員会
委員長 稲員 大三郎 様

福岡市教育委員会
(総務部総務課)

個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等の承認申請書

個人演説会等の開催のため必要な施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等に関し、次のとおり定めたいので承認願いたく申請します。

変更

2 市民センター

(1) 施設の設備の程度

区分	施設の名称 (所在地)	種 別	納付すべき費用額			設備の程度							
			平日	日曜日	休日	面積 ㎡	収容 人員	照明	演壇	聴衆 席	控室	会場 看板	放送 設備
			昼夜	昼夜	(昼夜共)								
変更前	福岡市立南 市民センター（福岡市 南区塩原二丁目）	ホール	福岡市立市民セ ンター条例(昭和 52年福岡市条例 第49号)別表第2 に掲げる額			829	820	有	有	固定 式い す	有	有	有
		第1会議室				70	70	有	有	可動 いす	無	有	無
		第2会議室				37	30	有	無	可動 いす	無	有	無
		視聴覚室				103	100	有	有	可動 いす	無	有	有
変更後	福岡市立南 市民センター（福岡市 南区塩原二丁目）	ホール	福岡市立市民セ ンター条例(昭和 52年福岡市条例 第49号)別表第2 に掲げる額			1,028	1,020	有	有	固定 式い す	有	有	有
		第1会議室				63	60	有	無	可動 いす	無	有	無
		第2会議室				57	50	有	無	可動 いす	無	有	無
		視聴覚室				85	80	有	無	可動 いす	無	有	有

(関係法令)

○公職選挙法

(公営施設使用の個人演説会等)

第百六十一条 公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時にされる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条から第百六十四条の三までにおいて同じ。)、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設(候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。)を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

- 一 学校及び公民館(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館をいう。)
 - 二 地方公共団体の管理に属する公会堂
 - 三 前二号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設
- 2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。
- 3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。
- 4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

○公職選挙法施行令

(個人演説会等の施設の設備)

第百十九条 (略)

- 2 個人演説会等の施設の管理者は、市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、…(略)…設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表しなければならない。
- 3 (略)

(個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用)

第百二十一条 …(略)…公職の候補者等が納付すべき費用の額は、個人演説会等の施設の管理者が市町村の選挙管理委員会の承認を得て定め、あらかじめ公表しなければならない。

○福岡市立市民センター条例

別表第2

1 ホール使用料

区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで	摘要
福岡市立東市民セ ンターのホール	円 5,500	円 22,000	円 27,500	円 27,500	円 49,500	円 55,000	基本セッ ト付
福岡市立南市民セ ンターのホール	5,500	22,000	27,500	27,500	49,500	55,000	基本セッ ト付
福岡市立中央市民 センターのホール	3,400	13,600	17,000	17,000	30,600	34,000	基本セッ ト付
福岡市立早良市民 センターのホール	3,400	13,600	17,000	17,000	30,600	34,000	基本セッ ト付
福岡市立博多市民 センターのホール	3,400	13,600	17,000	17,000	30,600	34,000	基本セッ ト付
福岡市立城南市民 センターのホール	3,400	13,600	17,000	17,000	30,600	34,000	基本セッ ト付
福岡市立西市民セ ンターのホール	5,500	22,000	27,500	27,500	49,500	55,000	基本セッ ト付

2 視聴覚室等使用料

区分		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで
福岡市立東市 民センター	視聴覚室	円 1,450	円 2,800	円 2,650	円 4,000	円 5,150	円 6,050
	第1実習室	1,100	2,050	1,900	2,900	3,800	4,400
	第2実習室	1,300	2,450	2,350	3,500	4,500	5,300
	第1会議室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050
	第2会議室	1,150	2,150	2,050	3,100	3,950	4,650
	第3会議室	600	1,200	1,150	1,750	2,200	2,600
	第1和室	350	550	500	750	950	1,100
	第2和室	300	500	450	650	800	1,050
	第1多目的室 (大楽屋)	1,100	2,050	1,900	2,900	3,800	4,400
	第2多目的室 (中楽屋A)	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350
	第3多目的室	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350

	(中楽屋B)						
福岡市立南市民センター	視聴覚室	1,150	2,150	2,050	3,100	3,950	4,650
	第1実習室	750	1,450	1,350	2,050	2,650	3,150
	第2実習室	500	950	850	1,300	1,700	2,000
	研修室	1,200	2,250	2,150	3,200	4,100	4,800
	第1会議室	850	1,700	1,600	2,400	3,100	3,550
	第2会議室	750	1,450	1,350	2,050	2,650	3,150
	第3会議室	600	1,200	1,150	1,750	2,200	2,600
	第4会議室	500	950	850	1,300	1,700	2,000
	第5会議室	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350
	和室	350	550	500	750	950	1,100
福岡市立中央市民センター	視聴覚室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050
	音楽室	800	1,600	1,450	2,250	2,900	3,400
	実習室	850	1,700	1,600	2,400	3,100	3,550
	第1会議室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050
	第2会議室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
	第3会議室	500	950	850	1,300	1,700	2,000
	第1和室	300	500	450	650	800	1,050
	第2和室	300	500	450	650	800	1,050
福岡市立早良市民センター	視聴覚室	1,750	3,350	3,200	4,800	6,100	7,200
	音楽室	850	1,700	1,600	2,400	3,100	3,550
	実習室	850	1,700	1,600	2,400	3,100	3,550
	第1会議室	1,750	3,350	3,200	4,800	6,100	7,200
	第2会議室	1,100	2,050	1,900	2,900	3,800	4,400
	第3会議室	600	1,200	1,150	1,750	2,200	2,600
	第1和室	350	550	500	750	950	1,100
	第2和室	350	550	500	750	950	1,100
福岡市立博多市民センター	視聴覚室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050
	音楽室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
	実習室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
	第1会議室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050
	第2会議室	1,200	2,250	2,150	3,200	4,100	4,800
	第3会議室	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350
	第4会議室	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350
	第1和室	400	600	550	800	1,100	1,200
	第2和室	300	500	450	650	800	1,050
福岡市立城南市民センター	視聴覚室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050
	音楽室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850

	実習室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
	第1会議室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050
	第2会議室	1,200	2,250	2,150	3,200	4,100	4,800
	第3会議室	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350
	第1和室	400	600	550	800	1,100	1,200
	第2和室	300	500	450	650	800	1,050
	視聴覚室	1,550	2,900	2,800	4,200	5,400	6,250
	音楽室	1,050	2,000	1,850	2,800	3,650	4,250
福岡市立西市民センター	実習室	1,050	2,000	1,850	2,800	3,650	4,250
	第1会議室	1,600	2,950	2,850	4,250	5,450	6,450
	第2会議室	1,050	2,000	1,850	2,800	3,650	4,250
	第3会議室	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350
	第1和室	350	550	500	750	950	1,100
	第2和室	300	500	450	650	800	1,050

備考

- 1 ホールの利用者が入館者から入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表の金額の10割増とする。
- 2 利用時間の超過及び練習等のための利用の場合の使用料の額は、教育委員会規則で定める。
- 3 付属設備の使用料の額は、教育委員会規則で定める。
- 4 特別の設備をした場合において電気、水道又はガスを使用したときには、それぞれの料金の実費を徴収する。
- 5 市内に居住する65歳以上の者を主体とする団体の専用利用については、無料とする。
- 6 基本セットとは、教育委員会規則で定めるホールの付属設備をいう。

○個人演説会等を開催することができる施設の指定に関する事務の流れ

	施 設 管 理 者	市 選 管	県 選 管
施設指定の事務	指定についての同意	区選管との事前協議 ← 指定のための協議 <委員会議決> 指定の議決 (法161条1項3号) ← 指定の通知 指定の報告 (法161条3項)	施設指定の告示 (法161条4項)
設備の承認の事務 額設備の承認の事務及び費用の	設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額の承諾及び承認申請 (令119条2項・121条) 設備の程度及び費用の額の公表 (令119条2項・121条) ※ 概ね告示により公表を行っている。	<委員会議決> 設備の程度及び費用の額の承諾及び承認 (令119条2項・121条) 区選管への通知・連絡	

報告事項 1

令和4年度福岡市明るい選挙啓発ポスターコンクール入選者について

1 応募状況

区 分		応募作品数
小 学 校	1 学年	2 点
	2 学年	3 点
	3 学年	1 4 点
	4 学年	1 7 点
	5 学年	1 9 点
	6 学年	1 1 2 点
合 計		1 6 6 点 (31校)
中 学 校	1 学年	2 7 4 点
	2 学年	7 6 点
	3 学年	1 4 点
合 計		3 6 4 点 (14校)
高 校	1 学年	9 0 点
	2 学年	5 点
	3 学年	1 4 点
合 計		1 0 9 点 (3校)
総 計		6 3 9 点 (48校)

【過去の応募状況】

平成14年度：307点 (41校)
 15年度：399点 (43校)
 16年度：333点 (38校)
 17年度：309点 (40校)
 18年度：233点 (45校)
 19年度：172点 (46校)
 20年度：170点 (52校)
 21年度：261点 (54校)
 22年度：315点 (47校)
 23年度：300点 (44校)
 24年度：270点 (34校)
 25年度：513点 (45校)
 26年度：368点 (40校)
 27年度：523点 (47校)
 28年度：824点 (45校)
 29年度：776点 (54校)
 30年度：457点 (47校)
 令和元年度：561点 (53校)
 2 年度：200点 (33校)
 3 年度：580点 (60校)

2 入選作品数

区 分		委員長賞	明推協会賞	佳 作	合 計
小 学 校	1 学年	0	1	0	1
	2 学年	0	1	0	1
	3 学年	1	0	2	3
	4 学年	1	0	2	3
	5 学年	0	1	2	3
	6 学年	1	1	8	1 0
合 計		3	4	1 4	2 1
中 学 校	1 学年	1	1	1 0	1 2
	2 学年	1	2	5	8
	3 学年	1	0	2	3
合 計		3	3	1 7	2 3
高 校	1 学年	3	2	3	8
	2 学年	0	1	1	2
	3 学年	1	0	5	6
合 計		4	3	9	1 6
総 計		1 0	1 0	4 0	6 0

※市入選作品は県の審査会へ送付

令和4年度福岡市明るい選挙啓発ポスターコンクール入選者名簿

賞	学 年	学 校 名	氏 名
福岡市選挙管理委員会委員長賞	小3	三宅小学校	吉松 隆佑
	小4	塩原小学校	福永 駿介
	小6	三宅小学校	吉松 美緒
	中1	筑紫女学園中学校	福島 茉莉
	中2	席田中学校	田中 瀬月
	中3	板付中学校	佐藤 杏花音
	高1	沖学園高等学校	太平 渚々美
	高1	//	小田 愛希子
	高1	上智福岡高等学校	平井 花恵
	高3	沖学園高等学校	木林 涼夏
福岡市明るい選挙推進協議会会長賞	小1	玄洋小学校	濱地 瑳奈
	小2	老司小学校	芹田 楓花
	小5	福岡雙葉小学校	門司 実子
	小6	日佐小学校	伊藤 未晴
	中1	筑紫女学園中学校	李 研希
	中2	横手中学校	町田 友乃
	中2	筑紫女学園中学校	水上 瑠七
	高1	沖学園高等学校	河津 和花
	高1	上智福岡高等学校	西守 梓
	高2	沖学園高等学校	黒川 心琴

賞	学 年	学 校 名	氏 名
佳作	小3	福岡雙葉小学校	楡田 あまね
	小3	塩原小学校	濱 実莉
	小4	筑紫丘小学校	阿久津 颯
	小4	福岡雙葉小学校	志間 美月
	小5	飯倉小学校	石橋 堯将
	小5	西長住小学校	山本 穂果
	小6	板付北小学校	江頭 小春
	小6	//	友添 さや
	小6	//	宗方 心羽
	小6	//	吉次 芽咲
	小6	飯倉小学校	中馬 健斗
	小6	飯倉小学校	中野 茉依
	小6	三宅小学校	中村 桃花
	小6	玄洋小学校	光橋 優空
	中1	筑紫女学園中学校	里見 釉音
	中1	//	住田 菜々子
	中1	//	李 天姿
	中1	//	徳永 智寛
	中1	//	成田 葉月
	中1	香椎第二中学校	広瀬 茉柚
	中1	//	森安 颯真
	中1	//	筒井 優
	中1	東福岡自彊館中学校	竹石 育生
	中1	板付中学校	上野 翠
	中2	横手中学校	大石 帆夏
	中2	//	武田 桜
	中2	席田中学校	田中 咲妃
	中2	//	入江 陽奈子
	中2	松崎中学校	伊藤 春衣
	中3	板付中学校	黒川 杏南
	中3	//	田村 優佳
	高1	沖学園高等学校	楠 ひなの
	高1	//	山見 庵
	高1	上智福岡高等学校	山口 七海
	高2	沖学園高等学校	木田 美有
	高3	九州産業大学付属九州高等学校	野口 美海
	高3	//	稲永 涼風
	高3	沖学園高等学校	小笹 緋己
	高3	//	孫 嘉庚
	高3	//	吉岡 絆

福岡市選挙管理委員会委員長賞(敬称略)



三宅小学校
3年 吉松 隆佑



塩原小学校
4年 福永 駿介



三宅小学校
6年 吉松 美緒



筑紫女学園中学校
1年 福島 茉莉



席田中学校
2年 田中 瀬月



板付中学校
3年 佐藤 杏花音



沖学園高等学校
1年 大平 渚々美



沖学園高等学校
1年 小田 愛希子



上智福岡高等学校
1年 平井 花恵



沖学園高等学校
3年 木林 涼夏

福岡市明るい選挙推進協議会会長賞(敬称略)



玄洋小学校
1年 濱地 瑤奈



老司小学校
2年 芹田 楓花



福岡雙葉小学校
5年 門司 実子



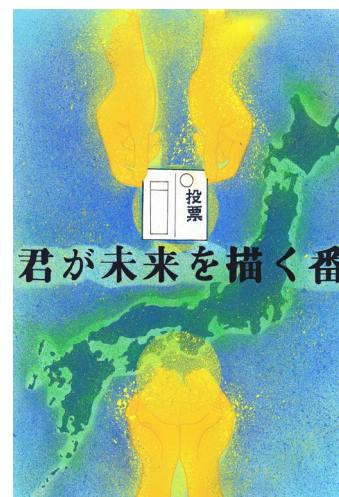
日佐小学校
6年 伊藤 未晴



横手中学校
2年 町田 友乃



筑紫女学園中学校
1年 李 研希



筑紫女学園中学校
2年 水上 瑠七



沖学園高等学校
1年 河津 和花



上智福岡高等学校
1年 西守 梓



沖学園高等学校
2年 黒川 心琴

令和 3 年 度
決 算 説 明 資 料

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

令和3年度 決算説明資料

(歳入)

選挙管理委員会事務局

頁	科 目	予 算 現 額				調 定 額	収入済額	収 入 未 済 額	事 項 説 明
		当初予算額	補正予算額	前年度からの繰越額	計				
32 33	18款 使用料及び手数料 3項 収入証紙収入 1目 収入証紙収入	円 0	円 0	円 0	円 0	円 600	円 600	円 0	1 収入証紙収入 (契約履行証明書発行手数料)
50 51	20款 県支出金 3項 委託金 1目 総務費委託金	170,000	0	0	170,000	157,916	157,916	0	6 在外選挙人名簿登録事務費 委託金 (公職選挙法に基づく委託金)
		478,377,000	0	0	478,377,000	439,138,469	439,138,469	0	7 衆議院議員総選挙及び最高 裁判所裁判官国民審査費委託金 (公職選挙法に基づく委託金)
		0	0	216,403,000	216,403,000	182,233,514	182,233,514	0	8 県知事選挙及び県議会議員 補欠選挙費委託金 (公職選挙法に基づく委託金)
66 67	25款 諸収入 2項 納付金 1目 納付金	157,000	0	0	157,000	9,015	9,015	0	1 健康保険料 (会計年度任用職員分)
66 67	25款 諸収入 3項 保険料収入 1目 保険料収入	7,000	0	0	7,000	13,993	13,993	0	1 雇用保険料収入 (会計年度任用職員分)
		237,000	0	0	237,000	0	0	0	2 厚生年金保険料収入 (会計年度任用職員分)
78 79	25款 諸収入 13項 雑入 13目 その他の雑入	1,000	0	0	1,000	123,954	122,411	1,543	1 その他の雑入 (地方公務員災害補償基金 負担金の還付金)
歳 入 合 計		478,949,000	0	216,403,000	695,352,000	621,677,461	621,675,918	1,543	

※頁数は、歳入歳出決算事項別明細書の項数である。

(歳 出)

頁	科 目	予 算 現 額					支出済額	不 用 額	事 項 説 明
		当初予算額	補正予算額	前年度からの繰越額	予備費支出及び流用増減	計			
116 117	2款 総務費 4項 選挙費 1目 選挙管理委員会費	255,489,000 円	△ 4,071,000 円	0 円	0 円	251,418,000 円	247,978,077 円	3,439,923 円	公職選挙法、その他の法令に基づく事務の管理に要した経費 1 給与費等 243,337,516 円 ・市選挙管理委員 4人 委員長 月額205千円 委員 月額157千円 ・区選挙管理委員 28人 委員長 月額 90千円 委員 月額 70千円 ・事務局職員 31人 正規職員 30人 (市9人 区21人) 会計年度 1人(市1人) 2 経常事務費 4,640,561 円
116 117	2款 総務費 4項 選挙費 2目 選挙啓発費	6,034,000 円	0 円	0 円	0 円	6,034,000 円	5,011,114 円	1,022,886 円	明るい選挙推進事業費 5,011,114 円 〔・一般有権者に対する啓発 2,634,713 円 ・若者に対する啓発 1,272,146 円 ・明るい選挙推進協議会の 運営 405,000 円 等〕
116 119	2款 総務費 4項 選挙費 3目 衆議院議員 総選挙及び 最高裁判所 裁判官国民 審査費	478,377,000 円	0 円	0 円	0 円	478,377,000 円	439,138,469 円	39,238,531 円	令和3年10月31日執行の衆議 員議員総選挙及び最高裁判所 裁判官国民審査に要した経費 1 給与費等 138,361,145 円 2 臨時啓発費 1,520,425 円 〔・啓発物資等の作成 1,003,860 円 ・大型グラフィックポスター製作等 390,500 円 等〕 3 その他の選挙執行経費 299,256,899 円 〔・入場整理券の発送 70,684,806 円 ・選挙公報の配布 53,402,316 円 ・ポスター掲示場の設置撤去 43,641,145 円 ・投開票所用テーブル等借入 19,068,412 円 等〕
※参考 今回(令和3年度)と前回(平成29年度)との比較									
		今回 (A)		前回 (B)		差(A)-(B)			
		R3年度	439,138,469	H29年度	374,603,289	64,535,180			

(歳 出)

頁	科 目	予 算 現 額					支出済額	不 用 額	事 項 説 明
		当初予算額	補正予算額	前年度からの繰越額	予備費支出及び流用増減	計			
118 119	2款 総務費 4項 選挙費 4目 県知事選挙及び県議会議員補欠選挙費	円 0	円 0	円 216,403,000	円 0	円 216,403,000	円 182,242,529	円 34,160,471	令和3年4月11日執行の県知事選挙及び県議会議員補欠選挙に要した経費 (令和3年4月以降の事業) 1 給与費等 82,933,808 円 2 臨時啓発費 436,480 円 ・啓発物資等の作成 22,000 円 ・WEB広告業務委託 409,200 円等 3 その他の選挙執行経費 98,872,241 円 ・選挙公報の配布 21,603,941 円 ・投開票所用テーブル等借入 12,744,534 円 ・当日投票システム運用等 9,972,600 円 ・ポスター掲示場の撤去 4,000,700 円等
		※参考 令和3年度と令和2年度(準備)の合計							
				令和3年度 (A)	令和2年度(準備) (B)	合計(A)+(B)			
				182,242,529	168,166,308	350,408,837			
歳 出 合 計		739,900,000	△ 4,071,000	216,403,000	0	952,232,000	874,370,189	77,861,811	

※頁数は、歳入歳出決算事項別明細書の項数である。

報告事項3

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和8年6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 候補者等用 | 1人（全交付数 65人） |
| (2) 後援団体用 | 2団体（全交付数 66団体） |

2 市長選挙

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 候補者等用 | 0人（全交付数 0人） |
| (2) 後援団体用 | 0団体（全交付数 0団体） |